大阪府感染症対策審議会　エイズ対策及び医療連携推進部会　設置要綱

（設置目的）

第１条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等の趣旨を踏まえ、大阪府感染症対策審議会規則（平成28年大阪府規則第84号。以下「規則」という。）第６条第１項第３号の規定に基づき、大阪府におけるエイズの発生の予防及びまん延の防止並びにこれらに係る医療機関の連携の推進のための総合的な施策を推進するため、大阪府感染症対策審議会（以下「審議会」という。）エイズ対策及び医療連携推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

（職務）

第２条　部会は、次に掲げる事項について協議する。

一　エイズの発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての意見

二　エイズ対策における医療を提供する体制の確保のための施策目標の設定及び施策の評価等に係る専門的な事項についての意見

三　前各号に掲げるもののほか、エイズ対策の円滑な推進を図るために必要な意見

（組織）

第３条　部会は、規則第６条第３項の規定に基づき、審議会の会長が指名する委員15名以内で組織する。

２　委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

３　規則第６条第４項の規定に基づき、部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

４　部会に、部会長が指名する副部会長１名を置く。

５　部会長は、部会を代表し、規則第６条第５項の規定に基づき、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

６　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　部会は、部会長が招集し、主宰する。

２　規則第６条第６項において準用する規則第５条第２項の規定に基づき、部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　規則第６条第６項において準用する規則第５条第３項の規定に基づき、部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

４　規則第６条第７項の規定に基づき、前項の規定による部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

５　部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（エイズ医療委員会）

第５条　部会に、大阪府のエイズ対策における医療を提供する体制の確保のための施策目標の設定及び施策の評価等に係る専門の事項を協議させるため、エイズ医療委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、審議会の会長が指名する専門委員30名以内で組織する。なお、委員を専門委員に指名することを妨げない。

３　第３条第２項の規定は、専門委員の任期について準用する。ただし、委員を兼ねる専門委員の任期は、委員の任期によるものとする。

４　委員会に、委員長を置き、審議会の会長が指名する専門委員がこれに当たる。

５　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括するとともに、委員会における審議の状況及び結果を部会に報告する。

６　前条（第２項及び第４項を除く。）の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、同条の規定中「部会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

（報酬）

第６条　委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、附属機関委員等の報酬の額によるものとする。

（費用弁償）

第７条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第８条　部会の庶務は、健康医療部において行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

１　この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

２　第３条第２項の規定にかかわらず、施行後の最初の委員等の任期は、平成30年３月31日までとする。

３　第４条第１項の規定にかかわらず、施行後の最初の部会の会議の招集については、審議会の会長が行うものとする。また、第５条第７項において準用する第４条第１項の規定にかかわらず、施行後の最初の委員会の会議の招集についても、審議会の会長が行うことができるものとする。